

保育施設等における新型コロナウイルス感染症発生等に伴う臨時休園状況報告の取扱い

令和4年6月10日時点 鳥取県子育て王国課

(注) 本取扱いは新型コロナウイルス感染症発生時の場合のものであり、他の感染症発生時の場合はこれまでどおりの様式で作成すること。

1 特定教育・保育施設等 (※)

※ 公私立の保育所・認定こども園・地域型保育事業所、公立幼稚園、届出保育施設

(1) 特定教育・保育施設等

臨時休園（一部休園も含む）を決定した場合は、速やかに、国報告様式により所管市町村保育担当課へ報告する（図1の①）。

(2) 一般市・町村保育担当課

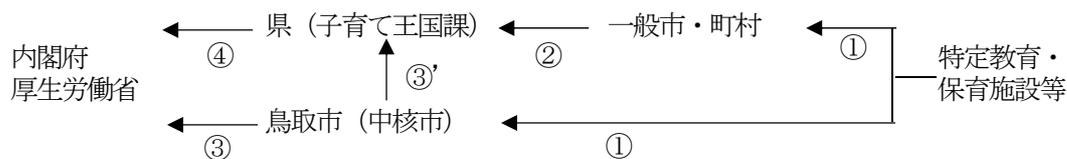
(1) による臨時休園の報告を受けた場合は、毎週火曜日までに一つのファイル（国報告様式）として取りまとめ、子育て王国課へ報告する（図1の②）。

(3) 鳥取市（中核市）保育担当課

(1) による臨時休園の報告を受けた場合は、毎週木曜日 14 時までに一つのファイル（国報告様式）として取りまとめ、国へ報告する（図1の③）とともに、報告書の写しを子育て王国課へ送付する（図1の③'）。

(4) 子育て王国課

(2) による臨時休園の報告を受けた場合は、毎週木曜日 14 時までに一つのファイル（国報告様式）として取りまとめ、国に報告する（図1の④）。



①～④ 令和4年6月3日付厚生労働省子ども家庭局保育課他事務連絡「保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休園等になった場合の報告について」による報告

③' 県独自ルールによる報告

【図1】

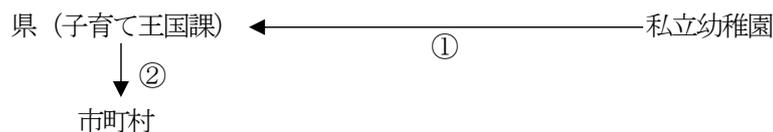
2 私立幼稚園

(1) 私立幼稚園

臨時休園（一部休園も含む）を決定した場合は、速やかに、国報告様式により子育て王国課へ報告する（図2の①）。

(2) 子育て王国課

(1) による臨時休園の報告を受けた場合は、速やかに、報告書の写しを所管市町村保育担当課へ送付する（図2の②）。



①、② 県独自ルールによる報告

【図2】

3 共通

(1) 報告は、電子メールにより行う。

(2) 休園予定日が変更となっても修正報告は不要。休園予定のところ休園を見送った等、実際の休園施設数に影響がある場合に限り追加報告する。

(3) 本取扱いの適用日 令和4年6月13日